

都市計画道路事業の施行についてのお知らせ

栃木県が施行しております宇都宮都市計画道路事業3・3・901号おもちゃのまち下古山線につきましては、平成30年4月2日付けの関東地方整備局告示第151号により、都市計画法第62条第1項の規定に基づく事業認可の告示がなされました。つきましては、都市計画法及び土地収用法の規定により、次のとおりお知らせします。

1. 都市計画道路事業

施行者	種類及び名称	事業施行地域
栃木県	宇都宮都市計画道路事業 3・3・901号 おもちゃのまち下古山線	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁、 字六美、幸町三丁目、いずみ町、幸町一丁目、 若草町及び至宝三丁目

2. 土地建物等の有償譲渡について

- (1) 平成30年4月14日から事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、次の事項を施行者に届けなければなりません。
 - (イ) 当該土地建物等
 - (ロ) その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった額)
 - (ハ) 当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方
 - (ニ) その他事項(届出書の提出先は、栃木県栃木土木事務所)
- (2) (1)の届出書を提出した後30日以内に、施行者から届け出に係る土地建物等を買取る旨の通知があったときは、その土地建物等について、届出書に記載された予定対価の額で施行者と売買が成立したものとみなされます。
- (3) この届け出をした者は、届け出があった後30日以内は当該土地建物等を譲り渡してきません。
- (4) この制限に違反した場合は、都市計画法第95条の規定により罰せられます。



3 土地収用法第28条の2の規定による補償等について

本事業のような都市計画事業では、告示の日から1年を経過するごとに土地収用法上の「事業の認定の告示」が新たになされたものとみなされることになっております。このため、関係する皆様のご協力をいただきながら、必要な土地を取得してまいりますので、次のとおりお知らせいたします。

- (1) 用地取得について
栃木県は、事業予定地内の土地所有者や借地権をお持ちの方、建物所有者や借家人の方などと、土地売買契約や物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、栃木県は土地の権利に関する補償金、建物等の移転に必要な補償金をお支払いします。
- (2) 土地収用法に基づく権利について
土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地内の土地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請の請求、補償金の支払請求及び明渡裁決の申立てを行うことができます。
- (3) 土地価格の固定について
事業地内の土地については、事業の認定の告示の日をもって土地価格が固定されます。なお、本事業においては、告示日以降、1年を経過するごとに事業の認定の告示が新たになされたものとみなされることから、事業地の取得価格を1年ごとに評価し直します。

平成30年4月3日 栃木県知事

【お問い合わせ先】

〒328-8504 栃木県栃木市神田町6-6

栃木県栃木土木事務所 電話 0282-23-3434 (整備部)
3436 (用地部)